



鳥取県公報

令和7年1月10日（金）
第9659号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (1) (水産振興課) 2 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜 (2) (畜産振興課) . . . 2 保安林の指定の解除予定 (3) (森林づくり推進課) 2 令和7管理年度におけるまあじ等の知事管理漁獲可能量 (4) (漁業調整課) 2 公共測量の実施 (3件) (5～7) (県土総務課) 3 公共測量の終了 (8) (〃) 3 一般国道の区域の変更 (9) (道路企画課) 3 一般国道の供用の開始 (10) (〃) 4 土地改良区の役員の就退任 (11) (中部総合事務所農林局) 4 河川法による工作物の撤去 (12) (中部総合事務所県土整備局) 4 指定障害児通所支援事業の廃止の届出 (13) (西部総合事務所県民福祉局) 5 指定障害福祉サービス事業者の指定 (14) (〃) 5
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の変更 (1) 5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 6 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 6

告 示

鳥取県告示第1号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取酒津加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第2号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
権太	14981-1722-5	令和7年1月1日	検定中

2 指定の解除

名号	個体を識別する番号	指定の解除の日	備考
福勝忠	08638-3076-9	令和7年1月1日	

鳥取県告示第3号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字生賀野路3014の4から3014の11まで、3015の4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）のまあじ、かたくちいわし対馬暖流系群及びまいだい日本海西部・東シナ海系群の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準

鳥取県かたくちいわし漁業	50,000トンの内数
鳥取県まだい漁業	5,900トンの内数

鳥取県告示第5号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年12月4日から令和7年2月13日まで
- 3 作業地域 鳥取市卯垣及び岩倉

鳥取県告示第6号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和6年12月20日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域 境港市芝町

鳥取県告示第7号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和6年11月25日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町萩原

鳥取県告示第8号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業地域 東伯郡北栄町
- 3 終了年月日 令和6年12月9日

鳥取県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、

同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年1月10日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	西伯郡伯耆町根雨原字土手下タ1329地先から同町根雨原字下西貝市1125-1地先まで	変更前	9.1~20.1	281.0
		変更後	16.6~29.1	264.0

鳥取県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年1月10日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
181号	西伯郡伯耆町根雨原字土手下タ1329地先から同町根雨原字下西貝市1125-1地先まで	令和7年1月10日

鳥取県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

監 事 長 柄 稔 倉吉市中江314-18

令和6年11月24日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 古 澤 史 郎 倉吉市小田81-7

令和6年12月19日就任 任期 令和8年4月21日まで

鳥取県告示第12号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、令和6年2月10日までに当該工作物を二級河川橋津川水系東郷池又は橋津川の河川区域内から撤去すること。

工作物	数量	所在地（次の図に示すとおりとする。）
浮き	2 個	東伯郡湯梨浜町大字赤池26-1地先（橋津川左岸）、同町大字上橋津23-4地先（橋津川右岸）、同町大字光吉28-4地先（橋津川右岸）
タイヤ	1 本	

その他係留工作物	多数	及び同大字31-16地先（橋津川左岸）で囲まれる二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内
船	3隻	東伯郡湯梨浜町大字南谷602-2、同町大字橋津794-12、同町大字はわい温泉1-3地先

2 1の工作物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県中部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び鳥取県中部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人発達障がい児親の会 C H E R R Y	米子市米原九丁目11-12	チェリーズ米子錦町教室	米子市錦町一丁目75	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令和6年8月31日

鳥取県告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社伯耆の風	米子市目久美町97-3	グループホームらんぷ	米子市永江1091	共同生活援助	令和7年1月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第1号

日野町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の名称の変更の報告があったので、次のとおり告示する。

令和7年1月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

変更前	変更後
日野町下榎隣保館	日野町下榎交流センター

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年1月10日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和7年2月12日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和7年2月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和7年1月10日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年2月4日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人
令和7年2月18日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。